

団 長 協 議 会 記 録

1 開催日時 令和元年5月7日(火) 10:30～11:02

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

自民団長 しきだ博昭、立民団長 てらさき雄介、公明団長 佐々木正行、
民主団長 近藤大輔、県政団長 相原高広、共産団長 井坂新哉

(2) 議会局出席者

局長 和泉雅幸、副局長兼総務課長 谷川純一、管理担当課長兼総務課副課長 小野関浩人、
経理課長 小泉純一、参事兼議事課長 霜尾克彦、政策調査課長 田中一朗

4 議 題

(1) 第2回定例会までの日程について

資料2に基づき議会局より説明。

なお、当団長協議会終了後に、議運世話人会が開催される予定。

(2) 交渉団体について

交渉団体の要件を定めた議会先例215「所属議員数4人以上の会派を交渉団体とする。」(平成23年5月6日団長協議会決定)について、踏襲することを確認。

(3) 県議会における各会派の名称、呼称及び略称並びに順序について

資料3記載のとおりであるが、所属議員数が同数の会派は、同数会派間で協議の上、本年度は資料記載の順序となったことが報告された。

所属議員については資料4で、正副団長については資料5で確認。

資料3及び5については、従前どおり、県政記者クラブに対して資料提供を行う。

政務調査会の正副会長は、資料6の様式により、5月13日(月)、正午までに提出願う。

(4) 議運世話人会について

(ア) 開催日時について

議運世話人会要綱(資料7)第4条第1項の規定に基づき、本日13時30分に、執行機関の出席を求め、議運世話人会を開催することを決定。

(イ) 委員の選出について

議運世話人会要綱の第2条第1項～第3項の規定に基づき、会派別委員数割振については、所属議員数を勘案して予め作成した資料8のとおり決定。

自民:7、立民:4、公明:1、民主:1、県政:1、共産:1

各会派においては、本日正午までに委員の推薦届(資料8の2P)を議会局に提出願う。

委員の選任については、推薦届に記載された方をもって、議運世話人会委員に選任することを決定。

(ウ) 座長、副座長の選出会派について

協議の結果、座長は自民党から、副座長は立憲民主党・民権クラブから選出することを決定。

(5) 開かれた議会づくりのための広報委員会について

資料9及び、資料10により説明。

小委員会委員については、5月13日(月)正午までに、推薦届を提出願う。

(6) 議会改革検討会議について

資料11により説明。

所属議員数を勘案した会派別の委員の割り振りは、

自民：4、立民：2、公明：1、民主：1、県政：1、共産：1 とすることを決定。

各会派においては、5月13日(月)正午までに推薦届を議会局に提出願う。

(7) 議員控室について

(ア) 暫定控室について

暫定控室配置図案(資料12)により説明。

今後調整を行う箇所もあるが、それ以外の箇所については、了承。

なお、暫定控室の配置案について、副局長から「事務局の手続き上の不手際により、現時点では一部調整中の箇所があり、調整中のまま配置図案を団長協議会に提示せざるを得ない状況に至った。大変申し訳ない。今後、各会派との事前の十分な情報共有や、調整に一層努める」との発言があった。

(イ) 改選後の議員控室改修の基本的な考え方について

資料13により説明があり、了承。

なお、この考え方にに基づき、第3回定例会から使用する正規控室の配置案を作成し、5月下旬に開催予定の団長会で協議予定。

(8) 県政調査等について

県政調査等について、資料14及び資料15により説明。

(9) 登退庁表示盤等について

登退庁表示盤への掲載順序は、当分の間、従来と同様、団長、副団長、期数の若い議員の順とし、期数が同じ場合には、年齢の若い順に掲載すること及び、その後、議長選挙や議会運営委員の選出などを踏まえた議席が確定した段階で、改めて、それを反映した表示とすることについて了承。

(10) その他

(ア) 議会局で発行する各種名簿等作成における議員の順序について

議会便覧や議会年報 特集号等は、選挙区ごとに掲載しているが、掲載順序は、従来どおり、選挙管理委員会の当選人の決定告示の順序とすること。

(イ) 議員控室職員の配置について

資料16により、配置基準について説明があり、了承。

(ウ) 県議会ホームページからのリンクについて

リンクを登録すると、県議会HPから議員個人のホームページにジャンプするが、現在、この機能は停止中。5月中旬に再開を予定しており、改めて登録希望を伺う。

※既に、県議会ホームページとリンクされていた議員については、改めての提出は不要。

リンクを希望される場合は、別紙登録様式に名前とホームページアドレスを記入のうえ、5月

14日(火)までに提出願う。

(イ) 議会かながわ、議会ポスターの配付方法について

年4回作成し、新聞折り込み等で配布及び県内の公共施設などで掲出している議会かながわ及び議会ポスターは、希望に基づき議員の方へ配付している。

議会かながわ163号(8月発行予定)及び第3回定例会前半告知ポスター(9月配付予定)以降の配付について、資料18により配付数の希望をとるので、6月28日(金)までに議員控室職員に提出を願いたい旨説明。

配付部数・方法に変更がない方は、従来どおり配付する(調査票の提出不要)。

今回新たに選出された方及び元職の方には、それぞれ1部控室の机上に配付し、議会かながわ163号及び第3回定例会前半告知ポスターから、調査票に基づいて配付する旨、説明。

(ロ) 駐車場の利用について

駐車場は、現在、新庁舎地下と本庁舎に分かれており、各会派の所属議員数により、各駐車場への割振が行われている。

今後、会派の所属議員数や、「県議会議員 交通経路調査票」をもとに、5月下旬に開催予定の団長会において、駐車場の割振を決定予定。

それまでの間、新議員の方には、車での登庁を控えていただき、継続議員については、それまでの間、従前の利用区分に従い、駐車場を利用いただく旨、説明。*

出席者から次のとおり発言があった。

近藤団長：確認させていただきたいが、新しい議員は県民と同様に止めればよいということですか。

小野関担当課長：議員専用枠でなく、県民の方と同じで一杯になっていると止められない、確保していないということです。

(カ) 軽装(ノーネクタイ)月間について

5月1日から10月31日まで、神奈川県は軽装月間となっており、ネクタイ、上着を着用する必要がないため、議員控室にも、職員が、ノーネクタイ、ノー上着で向うこともあるので、ご理解ご協力を願う。

なお、議場及び委員会室での取り扱いについては、先例に定められているので、議運世話人会で、確認が行われる予定との説明があった。

(キ) 健康診断等について

定期健康診断を第2回定例会中の6月及び、第3回定例会中の9月に実施するので、「定期健康診断調査票」に希望日などを記入し、5月14日(火)までに控室職員または総務課に提出願う。

人間ドック及び脳検査の受診を希望する場合は、「人間ドック受診申込書」を総務課に提出願う。

なお、人間ドックについては、契約締結前に受診すると、補助ができなくなることについての注意があった。(検査費用の3分の1が県補助だが上限額あり)

なお、この資料は、団長協議会終了後、全議員に配付する。

以上